

『辛酉紀行』 伝本に関する研究

—— 鴻池家旧蔵本・益田家旧蔵本について ——

藤 原 みずき

はじめに

『辛酉紀行』は茶道流派・遠州流において、流祖である小堀政一（二五七九～一六四七）（以下、遠州と称す）の自筆本が現存する著作であると伝えられてきた紀行文である。『辛酉紀行』に関する研究を辿ると、『辛酉紀行』伝本に二つの異なる本文が存在することが注目されている。特に重要視される伝本として、鴻池家旧蔵本（以下、鴻池家本と称す）と益田家旧蔵本（以下、益田家本と称す）が存在する。鴻池家本・益田家本は明治維新まで茶道流派・遠州流宗家である小堀家に伝来した伝本であり、遠州流十二代家元である小堀宗慶氏によって遠州自筆本であると指摘されている。さらに宗慶氏は鴻池家本・益田家本に確認できる本文異同から、鴻池家本が「原本と考えられる」伝本であり、益田家本は「多少文章を訂正した」伝本であると指摘する。しかし鴻池家本・益田家本の成立関係を指摘するにあたって、先行研究において論拠として提示された本文異同は二箇所のみである。二本の成立関係を指摘するには不十分であると推考する。

そこで小稿では遠州自筆本と指摘される鴻池家本・益田家本の成立関係について、これまで取り上げられていなかった本文異同を含めて考察を行う。そして鴻池家本・益田家本に確認できる本文異同のみを考察しても、二本の成立関係を明らかにすることは不可能であることを指摘する。さらに二本間に確認できる本文異同の内容から、鴻池家本・益田家本が遠州自ら書写した初稿本と改稿本である可能性は低いことを指摘する。

なお小稿で取り上げるテキストは伝本によって書名が異なる。小稿では国文学研究資料館新日本古典籍総合データベースにおいて使用されている統一書名より『辛酉紀行』を用いる。

一、遠州の事跡

遠州は江戸時代前期の大名である。幼名は作介、道号に大有・宗甫、庵号は孤篷庵。近江国坂田郡小堀村に、豊臣秀長（一五四〇～一五九一）に仕える小堀正次（一五四〇～一六〇四）の長男として生まれた。遠州は初め父正次に従い豊臣に仕え、秀長・秀吉の死後は徳川に仕えた。慶長九年（一六〇四）の父の死後家督を継ぎ、備中の国務と松山城を引き継いだ。その後慶長十三年（一六〇八）に駿河国府中城天守閣作事奉行を勤めた功により、従五位下・遠江守に叙任され、以後「遠州」と称される。以降も幕府の作事奉行として建築・造園に才能を発揮した。また元和三年（一六一七）には河内国奉行を兼任し、元和五年（一六一九）に近江小室藩に移封され、元和八年（一六二二）に近江国奉行に任ぜられた。さらに元和九年（一六二三）には伏見奉行に任ぜられ、正保四年（一六四七）二月に没するまで在職した。以上の事跡などから、遠州は戦国時代から江戸時代前期までを生き抜いた武士であったと認識できる。

また遠州は茶人・文人としての評価も高い。元禄一五年（一七〇二）に成立した家伝・系譜書である『藩翰譜』⁽¹⁾に茶人・文人としての遠州について詳しく記述されている。「むかし公方慈照院殿、茶の事を好ませ給ひ」と足利義政と茶の湯について述べるところから始まり、同朋衆から村田珠光・武野紹鷗・千利休・古田織部といった茶の湯の本流を成した人々について挙げ、「政一又古田が第一の門人なり、其道の事は云ふに及はず」と遠州がその流れをくむ茶人であることを強調し、以下のように続ける。

手能く書き、歌よみ、眼高く、書画万の器珍、悉く其鑑定を待て世の価を高下す、されば水より出し水、藍より出る青色、世々の先達を超過して、上中下のもてなし譬を取るに言葉なし、

遠州の書つまり筆蹟に関して、定家様の上手であったと伝えられており、『万宝全書』「本朝古今名古筆諸流 定家流」⁽²⁾の項に遠州の名が確認できる。定家様は藤原定家を祖とする書風であり、武野紹鷗が茶会の床飾りに用いて以来茶道において尊重されてきた。遠州も定家の書を収集し、茶会の床飾りに用いていた。さらには冷泉為頼（一五九二～一六二七）に定家様を学び、⁽³⁾その筆蹟は定家の書と見まがうほどであったという逸話も語られる。また和歌についても後水尾天皇（一五九六～一六八〇）撰と伝わる『集外三十六歌仙』に選出されるなど、一定の評価を受けていたようである。⁽⁵⁾さらに遠州は茶道具の選定に際して、和歌の歌意による銘いわゆる歌銘をつけ、銘の由来となった和歌を定家様で箱書した。遠州が歌銘と定家様の箱書によって次第を調えることによって、無名の茶道具に名物としての新たな由緒が生まれるのである。遠州による茶道具の目利きが高く評価されていたことは、『大正名器鑑』⁽⁶⁾に掲載された茶入のおよそ半数に遠州の箱書が確認できることからもうかがえる。また遠州による茶道具の選定について、深谷信子氏は以下のように指摘している。⁽⁷⁾

平時になって、武家の饗応のために、茶匠が目利した大量の茶道具が要求されているにもかかわらず、絶対的な数が足りないという状況があった。遠州は、畿内の数寄者達とそうした時代の文化的要望と、実現について模索を続け、室町將軍の御物、紹鷗・利休の由緒を持つ名物、新唐物道具や王朝文学の文物等の蒐集を熱心に行った。さらに国焼茶陶・和物の工芸品の制作、絵師・庭師・大工・職人等を指導し督励してもいた。(中略)唐物で荘厳されていた書院に、茶匠第一人者の遠州の目利によって、日本人の手になる道具を提供することは急務であったと思われる。

戦国時代から江戸時代へと安定した世の中に移行していく中で、武士に求められたのは武力ではなく文化的素養であった。遠州の茶道や書・和歌は単なる趣味ではなく、江戸幕府確立期における武士に不可欠なものであったと推考する。遠州の死後、大名家としての小堀家は天明八年(一七八八)小堀正方(七代宗友、一七四二―一八〇三)の代に改易となった。その後、文政十一年(一八二八)に小堀正寿(六代宗延、一七三四―一八〇五)の子である小堀正優(八代宗中、一七八六―一八六七)によって小堀家が再興され、改易の際に親族に引き取られていた遠州以来の諸道具も戻された。⁽⁸⁾現在、遠州流十三代家元小堀宗実氏(一九五六)が茶道家としての小堀家を継いでいる。

二、『辛酉紀行』の概要

『辛酉紀行』は元和七年(一六二二)九月二十二日に江戸を出発し、十月四日に京に着くという十三日間の東海道の旅を書いた紀行文である。書名は現存するテキストによって異なっており、次のようなテキストをもって確認すること

ができる。

- ・「関東道記」
- ・「小堀遠州侯道記」
- ・「小堀政一紀行」
- ・「あつまよりの道のき」

また成立年次について、新日本古典籍総合データベースには「成立年：元和七年」とある。『群書解題』（井上豊氏執筆項）は、『辛酉紀行』十月四日条の「是まで旅の向後のつれくくなるまゝに、なにならぬおかしきことども筆にまかせ侍る。今は、やおほやけ事などさしつどひて、きのふのうきも恋しき程におぼえて都に入ぬ」という記述から「旅中書き綴ったものらしい」と指摘する。また遠州流十二代家元である小堀宗慶氏が『小堀遠州東海道旅日記上り下り』（以下、『旅日記』と称す）⁽¹⁰⁾において「この上り旅日記の書かれた年が、遠州が四十三歳の時（筆者注：元和七年）である。」と述べている。以上の指摘から『辛酉紀行』の成立年次は元和七年であると周知されてきたのだろう。

また『辛酉紀行』が遠州の著作であるという認定は、『遠州蔵帳』などの遠州が所蔵した茶道具の目録に、遠州筆と記載されていることが根拠であろう。『辛酉紀行』を記載する遠州の蔵品目録のうち最も古い伝本は、茶道流派・遠州流宗家が所蔵している『秘蔵奇財帳』（以下、『奇財帳』と称す）である。小堀宗慶氏「遠州所蔵道具目録考」⁽¹¹⁾に一部影印および翻刻が掲載されている。翻刻によると『辛酉紀行』は「巻物之部」に「一、道之記^{宗譜}」という品名で記載されている。宗慶氏は『奇財帳』について「この奇財帳の筆者はその筆跡及び状態から二代大膳宗慶と考えてよいと思う」と遠州の嫡男小堀正之（二代宗慶、一六二〇～一六七四）によって作成された目録であると指摘し、次のように述べて

いる。

遠州嗣子備中守宗慶が父遠州生存中の其の意を体して作成したものか、遠州没後小堀家子孫に残す意図で書きたものかは判明せぬが、遠州所持道具の内より秘蔵し永代伝える諸道具を書き抜いた台帳である事は間違いない。

つまり遠州の後を継いだ正之の代にはすでに、『辛酉紀行』が遠州自筆の著作であり、小堀家において代々継承されるべき秘蔵物としてみなされてきたということが確認できる。

『辛酉紀行』の特色として、『群書解題』には「洒落けの多い流暢な文章で、狂歌調の勝った和歌がところどころよみこんであつて、近世風の特徴が見える。文章でも和歌でも掛詞の技巧にとくに興味をよせている」とある。加えて『辛酉紀行』には『古今和歌集』『新古今和歌集』等に収載される和歌の引用や『伊勢物語』をはじめとする王朝文学を踏まえた記述が随所に見られる。井上宗雄氏は「ベダンティックともみられるが、この紀行文の基調が、まさしく古典・古歌を背負った雅文体であることを示している。」と指摘する。⁽¹²⁾ また小堀遠州流十五代家元である小堀宗通氏は「彼の王朝文学に対する並々ならぬ理解と素養が窺われるのであつて、これが他の文学と異り極めて気楽な態度で記されているだけに、一層その感を深くする。」と述べる。⁽¹³⁾ 森蘊氏は以上のような『辛酉紀行』の特色から「もとより日記というものは、他人に読ませるものではないはずなのに、遠州の場合は読者を意識しているといつてよいほど、どこかに一つの芸術作品を残すのだという思慮が働いているように思われる。」と指摘している。⁽¹⁴⁾

三、鴻池家本・益田家本について

以下、小稿で取り上げる伝本である鴻池家本・益田家本について、それぞれの書誌・伝来等について確認する。鴻池家本と益田家本は遠州自筆本であると指摘される伝本である。しかし現在の所蔵者が不明であることから、原本の調査を行うことができない。後述する先行研究においても、鴻池家本・益田家本二つの原本を調査した上での考察は行われていない。鴻池家本・益田家本どちらも影印が存在することから、原本は現在まで伝来していると推考される。小稿では、鴻池家本については小堀宗慶氏『旅日記』、益田家本については主に益田孝・高橋義雄編『遠州蔵帳図鑑』に収載された影印及びその解説を用いて書誌について確認していきたい。

まず鴻池家本について確認する。小堀宗慶氏『旅日記』に本文全文の影印が収載されている。なお『旅日記』以外に鴻池家本の影印を収載する図録等は存在しない。以下、『旅日記』に確認できる影印および宗慶氏の解説から鴻池家本の書誌について記す。

卷子本一卷。料紙に天界二本、地界一本を引く。内題はなし。外題および書写奥書については影印で確認することができず、宗慶氏による解説にも記述はない。鴻池家本の伝来について『旅日記』には「明治維新の際、小堀家より出て、一種の巻は大阪鴻池家に」とあり、明治維新から暫くは大阪鴻池家に所蔵されていたようである。以降の伝来については明確ではないが、宗慶氏による『旅日記』後記の記述から一九三八年には小堀家に所蔵されていたことが確認できる。以下に引用する。

小堀遠州の東海道旅日記を初めて読んだのは、中学五年生の頃だと思えます。丁度その頃、遠州家の書、定家様の勉強を始めていましたので、父の許しを得て家蔵の書を熟読する事を心がけていた時に、旅日記に出逢いました。なお現在の所蔵者は不明である。

次に益田家本について確認する。益田家本の影印を収載する図録は筆者が確認した限り、出版年の古いものから順に以下の八冊が存在する。

- ① 『遠州会展観図録』 審美書院、一九一四
- ② 益田孝・高橋義雄編 『遠州蔵帳図鑑』 下編 宝雲社、一九三八
- ③ 『遠州の数寄』 根津美術館、一九七八
- ④ 『大名茶人小堀遠州をめぐる 茶道美術工芸展』 青森県立郷土館、一九八六
- ⑤ 『芸術新潮 一九九六年二月号』 新潮社、一九九六年一月二十日
- ⑥ 『特別展 小堀遠州とその周辺——寛永文化を演出したテクノクライト——』 市立長浜城歴史博物館、一九九七
- ⑦ 『関西の書家百人展 併催／「小堀遠州の書」』 産経新聞社、一九九八
- ⑧ 『小堀遠州「綺麗さび」の心』 平凡社、二〇〇九

以下、各図録における益田家本の解説を確認していく。

① 『遠州会展観図録』 審美書院、一九二四

大正二年（一九一三）十月十日～十一月十六日に開催された日本美術協会第五十一回美術展覧会附設遠州会の列品の写真を収載している。益田家本は「宗甫上下道之記二卷」という品名で下りの記とともに収載されており、所蔵者は益田鈍翁（一八四八～一九三八）とある。収載された影印からは、冒頭（「元和七年九月」）から廿三日条の途中（「こゆるきのいそといふともとする人の寄名」）までの本文が確認できる。また本図録の影印は小堀宗通氏『小堀遠州東海道紀行』（村松書館、一九八五）の口絵に引用されている。以下に図録の解説を引用する。

宗甫上下道之記二卷

其一 上り道之記の一部分 高九寸八分

其二 下り道之記の一部分 高 同

東京 益田孝 君蔵

② 益田孝・高橋義雄編『遠州蔵帳図鑑』下編 宝雲社、一九三八

『遠州蔵帳図鑑』は益田鈍翁・高橋義雄（二八六一～一九三七）によって、「遠州蔵帳」と称される遠州蔵品目録のうち「最も正確と称すべき古本を選定」し、記載される茶道具を「寸法、箱書附、附属品等まで撮影して」作成された図鑑である。また発行された一九三八年は益田鈍翁の没年である。明治維新の際に益田鈍翁に伝来した益田家本は、鈍翁が没するまで益田家に所蔵されていたと推考できる。収載された影印からは、廿二日条（「廿二日朝天快晴」）から廿四日条の途中（「相雲寺を過てあしからの山にかゝる遠」）までの本文が確認できる。外箱蓋上の写真も掲載されており、

『辛酉紀行』伝本に関する研究

解説に箱書の翻刻を記す。以下に図鑑の解説を引用する。

道の記

男爵益田孝蔵

寸法

のほり

天地 九寸八分

長 壹丈八尺貳寸五分

くたり

天地 九寸八分

長 壹丈八寸

附属物

一、内箱 桐

一、外箱 杉木地

上下道之記	宗甫筆蹟
箱上蓬雪筆	
貳卷	

③ 『遠州の数寄』 根津美術館、一九七八

昭和五三年（一九七八）秋に根津美術館において開催された特別展観「遠州の数寄」における列品の写真を収載している。所蔵者に関する情報は一切記載されておらず、以降の図録においても所蔵者は不明である。外箱の箱書は小堀遠優（八世宗中）によると解説されているが、詳しい文面については記載されていない。収載された影印からは、冒頭（二元和七年九月）から廿五日条の途中（「何国をやと、さたむへき方もなし」）までの本文が確認できる。以下に解説を引用する。

29 道の記 遠州筆 上下二巻

〔寸法〕 各竪二九・五（筆者注・単位はセンチメートル）

〔解説〕 元和七年九月二十二日遠州は江戸を発して十月四日京都に着くが、上りの記はこの時書かれたもので、下記の記は寛永十九年十月八日京都から江戸に向かう十七日までの九日間の記録を詩歌を添えて日記形式で書いた紀行文である。いずれも遠州自筆であり、外箱は宗中筆で、『遠州蔵帳』所載のものである。

④ 『大名茶人小堀遠州をめぐる 茶道美術工芸展』 青森県立郷土館、一九八六

昭和六一年（一九八六）五月十日～二十五日に青森県立郷土館において開催された「茶道美術工芸展…大名茶人小堀遠州をめぐる」における列品の写真を収載している。益田家本は「東海道道中記上り」と題されている。下りの記と共に紹介されており、下りの記の解説に「この道中記二巻を見ると、遠州が土佐日記や東下りなどの古典を熟読していたことが良察出来る（略）」とある。収載された影印からは、冒頭（二元和七年九月）から十五日条の途中（「何国をやと、

さたむへき方もなし」までの本文が確認できる。また宗政五十結氏「近世前期における古典享受」(『定家様』五島美術館、一九八七)の脚注に影印が引用されている。以下に解説を引用する。

164 東海道道中記上り一卷 小堀遠州筆

元和七年(一六二一)九月二十二日に江戸を出発し、同十月四日に京都に入洛した折の東海道の旅行記で、天気具合や和歌が折りこまれた、興味深い一卷である。「道の記 上り」といいならされてる。元和七年は遠州四十三歳。遠州蔵帳に記載されている。

⑤ 『芸術新潮 一九九六年二月号』新潮社、一九九六年一月二十日

【特集】謎の達人小堀遠州 第四章 ♪綺麗さび ♪ という美」(構成・栗田勇)において、「和歌と書を通じて遠州の王朝文化への傾倒が見事に結晶した」作品と紹介され、「東海道旅日記」と題される。収載された影印からは冒頭(「元和七年九月」)から廿二日条の本文を確認できる。以下に解説を引用する。

《遠州筆 東海道旅日記》上り下り二巻のうち 縦二九・五cm

この旅日記には、天気具合や出来事が雅な書体と流麗なる文章で書き留められ、さらには、和歌や詩も多数織り込まれている。『伊勢物語』や『土佐日記』などの引用や本歌取りも多く、遠州が平安文学に深く親しんでいたことを窺わせる。掲載したのは、元和七年、遠州四三歳の年に書かれた ♪上り ♪ の日記の冒頭部分。

⑥ 『特別展 小堀遠州とその周辺——寛永文化を演出したテクノクラート——』市立長浜城歴史博物館、一九九七

長浜城歴史博物館において一九九七年十月二十四日～十一月二十四日に開催された特別展の解説付目録である。「小堀遠州東海道旅日記上り」と題されており、『旅日記』の記述を参照しつつ解説されている。また外箱の箱書の文面についても記載されており、その記述から上下巻ともに内箱に遠州の三男である小堀権十郎蓬雪（一六二五～一六九四）の箱書があることが確認できる。収載された影印からは冒頭（元和七年九月）から廿四日条の途中（「こすえいろく」に）までと、十月三日条（「からさきの」）から末尾までの本文を確認できる。以下に解説を引用する。

40—1 小堀遠州東海道旅日記 上り 一卷

元和七年（一六二二）頃

タテ 二九・五

小堀遠州の旅日記で、上り・下りの二巻からなる。「上り」は、遠州四十三才の元和七年（一六二二）九月二十二日江戸をたち、十二泊十三日して京都に着くまでの記録である。この日記は、『遠州蔵帳』には「道の記」・「道行の巻物」などと記されており、『群書類従』には「辛酉紀行」として収録されている。

（中略 筆者注・下りの記の解説）

なお、「上り」については本書より前に書かれた一巻が存在し、小堀家子孫による写も多いようである。（中略）本書は、一巻ずつ箱に納められた上、小堀権十郎の箱書がある外箱に二巻一揃に収納される。小堀宗慶『小堀遠州東海道旅日記 上り 下り』に全文掲載され、解説が付されている。

（外箱蓋ウハ書）

上下道之記／宗甫筆蹟／箱上書蓬雪筆／式巻／但上巻之箱政尹／下巻乃箱政尹／上箱書付政広

⑦ 『関西の書家百人展 併催／「小堀遠州の書」』産経新聞社、一九九八

一九九八年一月三日～十二日に開催された「関西の書家百人展」の併催展「小堀遠州の書」の図録である。「東海道旅日記」上りと題され、小堀宗慶氏による解説が付されている。なお解説の文面は④『大名茶人小堀遠州をめぐる茶道美術工芸展』のものと同じである。収載された影印からは、冒頭（「元和七年九月」）から廿三日条の途中（「きく河の里を過」）までの本文を確認できる。以下に解説を引用する。

元和七年（一六二二）九月二十二日に江戸を出発し、同十月四日に京都に入洛した折の東海道の旅日記で、天気の場合や和歌が折りこまれた興味深い一巻である。「道の記上り」といいならわされている。元和七年は遠州四十三歳。「遠州蔵帳」に記載されている。

⑧ 『小堀遠州「綺麗さび」のころ』平凡社、二〇〇九

小堀宗実氏「小堀遠州の茶会」において、遠州が藤原定家に傾倒していたことを示すものとして『辛酉紀行』が挙げられており、宗実氏は「道の記」は定家の「明月記」を範としていることは明らかである」と述べる。収載された影印からは、冒頭（「元和七年九月」）から廿三日条の途中（「きく河の里を過」）までの本文を確認できる。以下に解説を引用する。

道の記（「東海道旅日記」上り） 元和七（一六二二）年九月二二・二三日より

元和七年九月二二日に江戸を出発し、同年十月四日に京都に入洛したおりの遠州四三歳の旅日記である。この東海道中は大名行列を仕立てての旅ではなく、数人の家来を伴とした心安いもので、旅の情趣を楽しみつつ、和歌や詩

を織りませた楽しい文を成している。掲載部分は冒頭二二日・二三日の項。「廿二日、朝天快晴、午後許武蔵国江戸を立、かな河に乗燭ほとにて着。此里一宿、ともたちの名残おしみて馬のはなむけす。……」と続く。この「道の記」は、寛永一九年（一六四二）、遠州六四歳のおりの京より江戸への十日間の道中記（下り）と共に、上下二巻となっている。

いずれの図録においても、益田家本は遠州自筆本として紹介されていることが確認できる。以下図録に収載される影印及び解説より益田家本の書誌についてまとめる。

卷子本一卷。縦二九・五センチメートル。料紙に天界二本、地界一本を引く。内題・書写奥書なし。下りの巻⁽¹⁵⁾とも桐の内箱に一卷ずつ、杉木地の外箱に二巻一箱に納められる。遠州の三男である小堀権十郎蓬雪および小堀正優（八世宗中）筆とされる箱書がある。益田家本の伝来について『旅日記』に「権十郎蓬雪の外箱で下りの巻と一箱になって、益田鈍翁に伝来していた」とあり、益田鈍翁の没年以前に発行された図録には鈍翁所蔵とある。鈍翁没後の所蔵者についてはいずれの図録にも記載はなく、現在の所蔵者は不明である。

ところで益田家本の影印を収載する図録③④⑥の解説によると、先述した遠州の嫡男正之筆の蔵品目録『秘蔵奇財帳』に記載される「道之記」は益田家本のことを指すとある。鴻池家本について記した蔵品目録の存在は指摘されていないが、小堀宗慶氏「遠州所蔵道具目録考」において「宗実（筆者注・遠州流三代）筆蹟とみられるもの」として紹介される『持退長持器財帳』「和」項に、次のような記述が確認できる。

一、道之記

『辛酉紀行』伝本に関する研究

一六

一、道之記

一、道之記 くたり

三点目の道之記に「くたり」と注があることを踏まえると、三点目は下りの紀行である寛永一六年の紀行であり、一点目と二点目の道之記は上りの紀行である『辛酉紀行』と推考される。とすれば、ここに記載される二つの「道之記」がそれぞれ鴻池家本と益田家本である可能性も否定できない。なお宗慶氏による翻刻を確認した限りでは『持退長持器財帳』に記載される「道之記」に遠州筆の注記はない。

また鴻池家本と益田家本が遠州自筆本と指摘される根拠の一つに、定家様で書写されていることが挙げられる。先述したように遠州は定家様の書き手として高い評価を受けており、主に和歌や茶道に関わる書、特に遠州によって選定された茶道具の箱書等にその筆蹟を確認できる。また遠州の定家様は、遠州の子息や遠州の茶道を継承した人々によって用いられている。さらに遠州流茶道宗家において、定家様が「小堀家の字」として重要視され、代々の家元によって現在まで継承されてきたことが十三代家元小堀宗実氏によって語られている。⁽¹⁶⁾つまり定家様は遠州流において流祖遠州を象徴する筆蹟であり、ゆえに定家様で書写された鴻池家本・益田家本は遠州自筆本であると指摘されてきたのである。

四、『辛酉紀行』に関する先行研究

さて『辛酉紀行』に関する先行研究を辿ってみると、現存する『辛酉紀行』伝本に異なる本文が存在することが注目されている。澤島英太郎氏は「小堀遠州の研究」⁽¹⁷⁾において、元和年間における遠州の事蹟を示すものとして『辛酉紀行』

を挙げ、横井時冬氏著『小堀遠州』⁽¹⁸⁾に掲載された本文の冒頭を掲出している。さらに「之には異本もあつて、何れが正しいのか、寡聞の筆者はまだ其原本を見てゐないので今判りかねる」と述べ、「嘗て『茶道』という小誌」に掲載された本文を挙げている。澤島氏は「随分前出のところがつてゐる。信拠すべきものが見出されたら、遠州の文学を考へる上に興味のあるものと思はれる」と述べるに留まり、二つの本文に関する考察は行っていない。

澤島氏が挙げた二つの『辛酉紀行』本文の成立関係を考察する先行研究として、井上宗雄氏「小堀遠州の文学」⁽¹⁹⁾が挙げられる。井上氏は遠州の作品の一つとして『辛酉紀行』を取り上げている。そして『辛酉紀行』に「かなり異なる二系統の本文があることは早くから知られていた」として、前掲した澤島氏の論考を引用している。さらに澤島氏が掲出した二つの『辛酉紀行』本文の後者を甲系統、前者を乙系統として、現存する十本の『辛酉紀行』伝本を分類している。また二つの本文に確認できる本文異同から、その成立関係について考察を行つてゐる。以下に井上氏の論考を引用する。

甲乙二系統の存在をどう解すべきであろうか。まず乙系統についていうと、自筆と伝える龍大本があり、天理・内閣両本も自筆本（或はきわめてそれに近い本）を写したと思われれる感がある。片玉集（遠州作）本の識語にも自筆本のあつたことを伝える。次に甲系統については、片玉集（玄旨作）本の識語によると、古写本があり、幽齋作と伝承されていたから、やはり古い時代に成立してゐたことは確かである。内容についていうと、前から四分の三は「両系統間かなり相違し、終りの方はそんなに違わない。相違点で注意される所をいうと、第一に、既掲冒頭部分（筆者注・廿二日条）で、甲系統では短い中に「うまのはなむけ」という語が二個所出てくる。乙系統は一個所ですなわち推敲された感じである。次に廿六日の記事が、甲では「それより河原に出る」とあるが、乙では「それよりあべ河に出る」とあり、他の部分の記事から推測すると固有名詞を出す方が自然である。つまりそれを削ることは考

えにくい。——長々と論証するのは退屈であろうから、結論だけいうと、甲が初稿本で、乙が改稿（完成）本ではあるまいか。そういう風に読むと、異文の所は大体納得しうるのである。

井上氏は次の三点から、乙系統には遠州の自筆本が存在したと指摘する。

- ・ 自筆と伝えられる龍大本が存在すること
- ・ 定家様で書写された天理本・内閣本が存在すること
- ・ 『片玉集』（遠州作）の識語に遠州自筆本が存在したとあること

また甲系統の本文について次の二点から「古い時代に成立していたことは確かである」と指摘する。

- ・ 片玉集玄旨紀行本の識後に古写本が存在したとあること
- ・ 片玉集玄旨紀行本が「幽齋作」であると伝えられていたこと

さらに井上氏は二つの本文間に確認できる本文異同から、甲系統が初稿本であり乙系統がその改稿（完成）本であると述べる。つまり異なる二つの『辛酉紀行』本文はどちらも遠州によって著作された本文であり、遠州自身の手によって甲系統の本文が改稿されて乙系統の本文が成立したと指摘している。

その後遠州を流祖とする茶道流派・遠州流十二代家元小堀宗慶氏によって、小堀家に伝来していた遠州自筆本として鴻池家本・益田家本という二本の『辛酉紀行』伝本が紹介された。宗慶氏は鴻池家本の一部影印と翻刻をおさめた『旅日記』において、次のように述べている。

遠州自筆の旅日記上りの巻に、原本と考えられるものと、多少文章を訂正したものと、二稿が存在する。何れも小堀家に伝来したものであるが、明治維新の際、小堀家より出て、一種の巻は大阪鴻池家に、他の一種の巻は、権十

郎蓬雪の外箱で下りの巻と一箱になって、益田鈍翁に伝来していた。両家に所蔵されていた巻を備さに見ると、ほとんど同文であるが、鴻池家所蔵巻が先に書かれ、益田家巻は文章を前後させて読みやすくしており、また、内容をやや詳しく述べたり省略したりしている箇所もあるので、鴻池家本を第一稿、益田家本を第二稿とし、

宗慶氏が遠州自筆本として紹介する鴻池家本は、井上氏が甲系統に分類した本文を持ち、益田家本は乙系統の本文を持つ伝本である。鴻池家本・益田家本という二つの異なる本文を持つ遠州自筆本の存在は、二つの本文に確認できる本文異同が遠州自身の手による改稿であるという井上氏の指摘を裏付ける。また宗慶氏も二本間に確認できる本文異同から、鴻池家本の本文が「原本と考えられるもの」であり、益田家本の本文は「多少文章を訂正したもの」であると指摘する。

また日下幸男氏は「文化人大名の東海道下向——小堀遠州『辛酉紀行』⁽²⁾」において、宗慶氏の『旅日記』について取り上げている。日下氏は『辛酉紀行』について「一般には信ずべき本文が入手しにくいような状態であった」と述べ、『旅日記』に「遠州自筆本の本文が収められて、状況が変わったようである」と鴻池家本の重要性を指摘している。さらに鴻池家本と益田家本の成立関係について、宗慶氏の論考を引用しつつ指摘を行っている。以下に引用する。

両者を比較すれば、確かににおおよそ鴻池家本より益田家本の方が整理され、簡略化されているようである。冒頭部分の「午時許にむさしの江戸を立。したしき人々のここかしこ馬の餞すとて、申時許品河の里をいてて、いそぎけれども西時許に神奈河里に着」と「午時許武蔵国江戸を立。かな河に乗燭ほとにて着」を比較しても明らかである。文章の練り具合からして成立の順序はやはり鴻池家本→益田家本かと思われる。

以上のように『辛酉紀行』に関する先行研究を辿ってみると、現存する『辛酉紀行』伝本に存在する二つの異なる本文について、その成立関係を指摘する研究がほとんどである。特に遠州流宗家である小堀家に伝来した鴻池家本と益田

家本の二本は、遠州自筆本かつ初稿本と改稿（完成）本と指摘されており、現在『辛酉紀行』を考察するにあたって重要な伝本として取り上げられていることが確認できる。

五、鴻池家本・益田家本間に確認できる本文異同について

先述した記述と重複する箇所もあるが、改めて先行研究における鴻池家本・益田家本の成立関係に関する指摘を整理する。鴻池家本・益田家本は二本の間に確認できる本文異同から、鴻池家本が初稿本、益田家本が改稿本であると指摘されている。また鴻池家本と益田家本はどちらも遠州自筆本とされる伝本であり、本文の改稿は遠州自身の手による指摘される。

以下、先行研究において論拠として提示される本文異同のみでは、二本の成立関係を明らかにすることは不可能であると指摘する。さらに先行研究において指摘される、鴻池家本が初稿本であり益田家本がその改稿本であるという成立関係によって生じたとは考えにくい本文異同が確認できることを指摘する。なお益田家本は影印によって本文全文を確認することができない。そのため、益田家本と同じ本文を持つ国立公文書館蔵内閣文庫本を用いて本文を確認する。内閣文庫本は益田家本と同じく定家様で書写された卷子本であり、また本文の行取り・字母の選択が一致することから、益田家本の転写本であると推考される伝本である。以下に簡単な書誌を示す。

卷子本一巻。表紙題簽に「小堀遠州侯道記」、内題なし。文政十一年（一八二八）七月、幕府の書物奉行であった石井至毅（一七七八―一八六一）の朱筆による注記・校訂がある。

さて先行研究において、鴻池家本・益田家本の成立関係を指摘する論拠として提示される本文異同は以下の二点である。

(1) 廿二日条全体

(2) 廿六日条「河原」と「あべ河」

まず(1)の本文異同について確認する。以下に先行研究において提示された廿二日条の本文を引用する。なお以降の本文引用において異同が確認できる箇所には傍線を付すものとする。

〈鴻池家本〉

酉九月廿二日天快晴午時許ニむさしの江戸を立したしき人くこのこ、かしこ馬の餞すとて申時許品河の里をいて、いそきけれども酉時許ニ神奈河里ニ着此所に一宿秉燭ほとに又ともたちの名残おしみて馬の餞すとて酒肴小壺に茶を入文添てをこせたりその返事取集たる言種いひやる次ニ別といふ心を

かへりこむとちきるもあたしひとこ、ろさためなき世の定めなき身に

永夜も燈に向ひて聴鷄鳴しもひと共の聲してうちしはふきて夜もはや曙なむといふをき、て旅行別後朝思といふこととを

日数経はずえは宮こやちか、らむ別物うき昨日けふ哉
と書て使ハ返しぬ

〈益田家本〉

『辛酉紀行』伝本に関する研究

元和七年九月廿二日朝天快晴午時許武蔵国江戸を立かな河に乗燭ほとにて着此里一宿ともたちの名残おしみて馬のはなむけすとてくた物酒さかな小壺にちやなと入文そへてをこせたり其返事した、めつかはしける次に別といふこゝろを

かへりこむとちきるもあたし人こゝろさためなき世のさためなき身に

又旅行別後朝思といふ心を

日数経はずえは宮古やちかゝらむ別ものうき昨日けふ哉

次に、廿二日条に確認できる本文異同に関する先行研究の指摘を以下に引用する。

・井上宗雄氏「小堀遠州の文学」

甲系統（筆者注・鴻池家本）では短い中に「うまのはなむけ」という語が二箇所でてくる。乙系統（筆者注・益田家本）は一箇所、すなわち推敲された感じである。

・小堀宗慶氏『小堀遠州東海道日記上り下り』

第二稿の書き出しは、（中略・益田家本廿二日条の本文）となつて、第一稿（筆者注・鴻池家本）と比較すると内容がほとんど同じで、文章が簡略になつて読みやすい。

・日下幸夫氏「文化人大名の東海道下向——小堀遠州『辛酉紀行』」

おおよそ鴻池家本より益田家本の方が整理され、簡略化されているようである。冒頭部分の「午時許にむさしの江

戸を立。したしき人々のここかしこ馬の餞すとて、申時許品河の里をいてて、いそきけれども酉時許に神奈河里に着」と「午時許武蔵国江戸を立。かな河に乗燭ほとにて着」を比較しても明らかなる事である。

いずれの先行研究も、鴻池家本の本文より益田家本の本文が推敲・簡略化されていると指摘する。特に井上氏は「うまのはなむけ」という語に注目する。鴻池家本では短い間に二箇所「うまのはなむけ」が存在するのに対し益田家本では一箇所になっていることから、「推敲された感じである」と指摘している。しかし鴻池家本の二箇所の「うまのはなむけ」は一つ目が品川の里、二つ目は神奈河の里における出来事であり、同一の出来事を意味しない。また本文異同が確認できる箇所は「うまのはなむけ」のみではなく、江戸から神奈河の里までの道中に關する記述である。以下に引用する。

したしき人／＼のこ、かしこ馬の餞すとて申時許品河の里をいて、いそきけれども酉時許二

『辛酉紀行』は本文全体を通して道中の地名や出来事を詳しく記しており、日下氏が「ほぼ同時代に書かれた三条西実や石川忠総の日記に比べて格段に多い」と指摘している。⁽²⁾つまり文章の整理の為に、「品河の里」という地名を含めた江戸から神奈河間の出来事に関する記述が削除されたと考えられるには疑問が残る。また廿二日条全体に確認できる本文異同からは、先行研究で指摘される成立関係以外にも以下に提示するような成立の可能性を指摘することができる。

- ・ 益田家本の本文に詳しい記述が増補されて鴻池家本の本文が成立した可能性。
- ・ 二本の本文が成立する以前に、草稿といえるテキストが存在した可能性。

つまり先行研究において提示される廿二日条に確認できる本文異同からは、鴻池家本・益田家本の成立の先後関係を断定することはできないと推考する。

次に(2)の本文異同について確認する。以下に廿六日条の当該箇所を引用する。

〈鴻池家本〉

住なれしやとは葎にとちられて秋風通ふ庭の蓬生

それより河原に出る木枯の杜なかめやりて

〈益田家本〉

住なれしやとハむくらにとちられて秋風通ふ庭のよもぎふ

それよりあべ河に出る木枯のもりをなかめやりて

廿六日条府中において和歌を詠んだ後、鴻池家本では「それより河原に出る」とある記述が益田家本では「それよりあべ河に出る」となっている。井上氏は「他の部分の記事から推測すると固有名詞を出す方が自然である。つまりそれを削ることは考えにくい」と指摘している。しかし鴻池家本で一般名詞であった記述が、益田家本で固有名詞となっているのは本文全体を通してこの一箇所のみである。また鴻池家本・益田家本どちらにも、廿九日条に「細き河あり」という固有名詞を用いない記述が存在する。さらに廿六日条の宿を出発する際の記述が、鴻池家本では「立蒲原」、益田家本では「此里を出て」となっており、益田家本において必ずしも固有名詞を用いていないことが確認できる。なお宿を出発する際の記述について、他の記事を確認すると以下の通りである。

〈鴻〉

〈益〉

廿三日 立神奈河

かな河を立

廿四日 立小田原

小田原を立

廿五日 立三嶋

三嶋を立

廿七日 岡邊を出て

岡邊を出て

廿八日 見付を出て

見付を出て

益田家本の「此里を出て」という記述のみ、固有名詞を用いていないことが確認できる。井上氏が指摘するように「固有名詞を出す方が自然」とするならば、鴻池家本が改稿である可能性も指摘できるのである。

したがって、先行研究において鴻池家本・益田家本の成立関係を指摘する論拠として提示される二点の本文異同からは、鴻池家本・益田家本の成立の先後関係を明らかにすることはできないと指摘できる。

続いて先行研究において指摘される鴻池家本が初稿本、益田家本が改稿（完成）本であるという成立関係によって生じたとは考えにくい本文異同が存在することを指摘する。当該箇所は以下の三点である。

(1) 廿九日条吉田の里における出来事

(2) 神無月一日条における敬語の有無

(3) 和歌の異同

まず(1)廿九日条吉田の里における出来事の異同について確認する。以下に当該箇所の記述を引用する。

〈鴻池家本〉

ゆめとてもよしや吉田のさとならむ覚てうつ、もうき旅の道

此所の城守ことに我親きひとなれハ立寄て對面せむ事をいひやる城守例ならぬによりて京へといふそこを過て橋を渡てこさか井といふ所へ至ぬ

〈益田家本〉

夢とてもよしやよし田の里ならむ覚てうつ、もうき旅の道

此宿にしるひとのありてしはくかたり午の時許にいて、橋をわたりてこさかいといふ所にいたる

鴻池家本の記述では、遠州は「此所の城守」⁽²²⁾を訪ねるも城守の病によって對面せずに吉田の里を過ぎる。しかし益田家本では「しるひと」を訪ね、午の時まで吉田の里に留まっている。鴻池家本と益田家本で全く異なる出来事が記述されており、本文の推敲によつて生じた異同とするには疑問が残る。

続いて(2)神無月一日条における敬語の有無について確認する。以下に当該箇所⁽²³⁾の記述を引用する。

〈鴻池家本〉

此国のかみの御もとへさしていふへき事侍るによりて国守の御もとより殊懇にいたはり給ひて御ふねなと給りて暮かゝるほとより

〈益田家本〉

此国の守の御もとへさしていふへきことありてけふハと、まりぬ国守の御もとよりことにねむころにいたはり給ひ御ふねなと給りて暮かゝるほとより

鴻池家本では「侍る」の語が用いられている箇所が、益田家本では「あり」となっている。「此国の守」は尾張藩主徳川義直（一六〇一～一六五〇）である。⁽²³⁾直後の「国守の御もとより殊に懇にいたはり給ひて御ふねなと給りて」という記述から、遠州は義直に対して特に敬語を用いていることが確認できる。つまり遠州が益田家本の本文を書写する際に、義直に対して用いた敬語のうち「侍る」の一語のみを「あり」に修正する可能性は低いと推考される。

最後に(3)和歌の異同について確認する。ここでは二首の和歌を取り上げる。一首目は、二日条の関の地蔵において詠まれた和歌である。以下に引用する。

〈鴻〉 あつさ弓はるくきぬる旅人を爰にてせきの地蔵かほする

〈益〉 あつさ弓はるくほる旅人をこゝにてせきの地蔵かほする

鴻池家本では「きぬる」とある箇所が、益田家本では「のほる」となっている。鴻池家本の「はるくきぬる旅人」は、『伊勢物語』第九段「東下り」の八橋の場面で詠まれた和歌「から衣きつ、なれにしつましあればはるくきぬる旅をしぞ思ふ」を踏まえた表現であると推考する。『辛酉紀行』に『伊勢物語』などの王朝文学を意識した記述が多く見られることは先述した通りである。和歌についても、廿四日条の「思ふかひなき世也けりあしからの山の紅葉も君しなけれは」

や、廿五日条の「むさしあふみにたにかけて大風にのらぬもつらしのるもうき嶋」など『伊勢物語』を意識したものが確認できる。以上より『伊勢物語』「から衣」の和歌の表現を踏まえた鴻池家本の「はるくきぬる」を、益田家本において「はるく／＼のほる」に修正したとするには不自然であると推考する。

続いて二首目は、三日条の鏡山において詠まれた和歌である。以下に引用する。

〈鴻〉旅衣やふる、影を見えしとてかさきて腰をか、み山かな

〈益〉旅衣やふる、かけを見えしとてかさきてこ、をか、み山哉

鴻池家本における「旅衣」の和歌では「(腰を) 屈み」と「鏡」山で、「か、み」という語が掛詞として用いられている。しかし益田家本では鴻池家本において「腰」とある箇所が「こ、」となつてゐるため、「か、み」に「(腰を) 屈み」の意味が込められていない。歌の内容からも益田家本の「こ、」では意味が通らない。つまり益田家本の「こ、」という記述は誤写であると推考される。先行研究が指摘するように、益田家本が遠州自身の手による改稿(完成)本であるならば、遠州が詠んだ和歌中の語に誤写が生じることは不自然である。

以上確認した三点の本文異同から、鴻池家本が初稿本であり、益田家本がその改稿(完成)本である可能性は低いことを指摘する。さらにここで確認した本文異同からは、鴻池家本・益田家本が遠州自身の手によって書写されたところには不自然な異同が存在することが指摘できる。そもそも鴻池家本・益田家本には遠州による署名および書写奥書は存在しない。鴻池家本・益田家本間に確認できる本文異同の内容を踏まえると、鴻池家本・益田家本が遠州による自筆本

ではない可能性は十分に考えられるのではないだろうか。

いずれにしても、鴻池家本・益田家本に確認できるの本文異同について考察するのみでは、二本の成立関係を指摘することはできないと推考する。鴻池家本・益田家本にはどちらも書写奥書などではなく、二本間に確認できる本文異同がある。書写者によって意図されたものであるのか、あるいは誤写によって生じたものであるかを判別することができないからである。鴻池家本・益田家本の成立関係を明らかにするためには、他の現存する『辛酉紀行』伝本を含めた本文異同を確認した上で考察を行う必要があると考える。

おわりに

小稿では遠州自筆本であると指摘される鴻池家本と益田家本を取り上げ、二本間に確認できる本文異同から、鴻池家本・益田家本の成立関係について考察を行った。その結果先行研究において提示される本文異同のみでは、二本の成立関係を指摘するには不十分であることを指摘した。さらに先行研究では提示されていない本文異同の内容から、鴻池家本が初稿本であり益田家本がその改稿本である可能性は低く、また遠州自らが書写したテキストである可能性も低いことを指摘した。

しかし遠州自筆の『辛酉紀行』の存在は、遠州の嫡子である小堀正之の代にはすでに語られており、益田家本に遠州の三男小堀権十郎蓬雪および小堀正優（八世宗中）による「遠州自筆」の箱書があることを踏まえると、茶道流派・遠州流において定家様で書写された『辛酉紀行』伝本を流祖の自筆と認定することが流派形成における施策であったと推

『辛酉紀行』伝本に関する研究

三〇

考され、遠州流史を考察する上では興味深くもある。鴻池家本・益田家本の原本調査を踏まえた考察を行うためにも、今後二本の原本の所在が明らかとなることを期待したい。

注

- (1) 大槻如電校『校刻藩翰譜』卷三、吉川弘文館、一九五六
 - (2) 『万宝全書』第五卷「本朝古今名公古筆諸流 定家流」、元禄七年（一六九四）初版
 - (3) 大進匡聘『冷泉正統記』（宮内庁書陵部蔵）
 - (4) 横井時冬『小堀遠州／本阿弥光悦』、裳華書房、一八九六
遠州が定家様の神髓をよく得られしことは前にくはしく述べ置きしが今また左に一の佳話をかゝけてますく、其事實なることを
確めぬ。
『校合雑記』
 - (5) 「集外三十六歌仙」『統々群書類従第十四』、国書完成会、一九〇七
 - (6) 高橋箒庵編『大正名器鑑』全九編、一九二一～一九二六
 - (7) 深谷信子「茶道史上の遠州——遠州茶会の変遷とその特徴」『小堀遠州の茶会』、柏書房、二〇〇九
 - (8) 小堀宗慶『遠州流 茶道宝典』新訂版上、東京堂出版、一九八三
 - (9) 『遠江守政一紀行』『群書解題 十一』、統群書類従完成会、一九六〇
 - (10) 小堀宗慶『小堀遠州東海道旅日記上り下り』、小堀遠州顕彰会、一九九二
- 小堀遠州政一號宗甫は茶之湯の達人なりまた手跡は定家卿の筆のあとを慕ひ習學て定家卿の墨跡に見まかひたるとなりある時加賀大納言定家卿の筆を一幅買求められ遠州をまねきてこれこそとてその掛物を馳走せられしに遠州みられけれどもかつて賞美せられず座付何となく物さびしければ取持に参りたる坊主など遠州にさゝやきけるにあの掛物求め御覧に入たきとてわざと今日貴公を請し申されたり定家卿の筆なれば一しほ御譽被レ成候べき事やといへり遠州うちわらひあの掛物正しく我書にて候右證據も分明なり依て最前より心付たれども馳走に我手跡をいかで譽申さるべきやといはるゝに坊主共その能書なる事を感じて返答に及ばず興をさましけるとなり

- (11) 『遠州の数寄』、根津美術館、一九七八
- (12) 井上宗雄「小堀遠州の文学」『淡交』三二、淡交社、一九七八
- (13) 小堀宗通「小堀遠州東海道紀行」、村松書館、一九八五
- (14) 森蘊「小堀遠州」、創元社、一九七四
- (15) 遠州作、寛永十九年（一六二四）の下りの紀行
- (16) 小堀宗実「小堀遠州と定家様の書」『定家のもたらしたものの』、翰林書房、二〇一八
 遠州流の小堀家の字というのは定家様といって、この藤原定家卿につながる定家様を流祖、遠州公が非常にその当時江戸初期の能書であり、それ以降二世三世四世とずっと連綿とその字を受け継いでいると。（中略）遠州流だけが同じ、先祖からのずっと同じ字を連綿と継承して行くと、ある意味では、茶道のお点前、そういったものと同じような意味合い、同じような重要さとして、和歌と文字がある、というふうに言われておりました。
- (17) 『茶道全集 巻十一 茶人編三』、創元社、一九三七
- (18) 横井時冬「小堀遠州・本阿弥光悦」、裳華書房、一八九六
- (19) 注(12)に同じ
- (20) 『国文学 解釈と鑑賞』七一「特集Ⅱ続・人はなぜ旅に出るのか——近世文学に見る「文人の旅」、至文堂、二〇〇六
- (21) 注(20)に同じ
- (22) 吉田藩初代藩主松平忠利（一五八二—一六三三）（慶長十七年十一月十二日着任『徳川実紀』）
- (23) 遠州と徳川義直の関係については佐藤豊三「徳川義直と寛永の文化人」（『金鯢叢書』二七、徳川黎明會、二〇〇〇）に詳しい